

鳥取市告示第398号
鳥取市水道局告示第24号

令和9年度及び令和10年度において鳥取市及び鳥取市水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその審査申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

なお、鳥取市水道局が発注する水道施設工事のうち導送配水管布設工事の入札参加資格及びその審査申請手続等については、別に告示する。

令和8年9月11日

鳥 取 市 長 深 澤 義 彦

鳥取市水道事業管理者 山 根 陽 一

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項に規定する建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた経営事項審査（法第27条の23第1項の審査であって、以下ア及びイの期間の間のものをいう。以下同じ。）を入札参加資格の審査申請の日（以下「申請日」という。）までに受けていること。
 - ア 2の（3）の第1期受付については令和7年10月1日から令和8年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあっては、同年12月31日）までの審査基準日
 - イ 2の（3）の第2期受付については令和8年10月1日から令和9年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあっては、同年12月31日）までの審査基準日
- (4) （3）の経営事項審査に係る審査基準日から起算して前1年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあっては2年間、希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）及びしゅんせつ工事の場合にあっては、前5年間）又は当該審査基準日から申請日までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあっては同表の中区分、その他の工種にあっては同表の最小の区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種につい

て同表の右欄に掲げる要件を全て満たしている場合は、この限りでない。

希 望 工 種	要 件
土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）	（９）のアに掲げる要件
鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）	（９）のオの（イ）に掲げる要件

（５）国税及び地方税（地方消費税及び鳥取市の市税に限る。）に未納税額がないこと。

（６）市内に本店を有する者にあつては、２の（２）のアの（ア）のsに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。

（７）次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

ア 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務

（８）２の（２）により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

（９）希望工種が次のアからスまでに掲げるもの（以下「特殊工事」という。）の場合にあつては、それぞれに定める要件をすべて満たしていること。

ア 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合で、（４）の本文の要件に該当しないときに限る。）

（ア）市内に本店を有していること。

（イ）次の技術者を市内の営業所（法第３条第１項に規定する営業所をいう。以下同じ。）に常に備えていること。

a 法第２７条第１項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「土木施工管理技士」という。）のうち１級の検定に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

b 労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）別表第１８に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者

c クレーン等安全規則（昭和４７年労働省令第３４号）第２２３条に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者又は同令第２２４条の４第２項に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者

d 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者

e 公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者

f 公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者

イ 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）

（ア）次の技術者を常に備えていること。

a 当該希望工種に係る工事の監督業務に５年以上従事した経験のある専任技術者

b 当該希望工種に係る工事の監督業務に２年以上従事した経験のある補助技術者

（イ）自ら保有し、又はリース契約（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に

及ぶリース契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。）により使用する次の表の船舶の欄に掲げる船舶を備えていること。

ただし、起重機船とグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を備えているものとみなす。

区分	船 舶		乗 組 員		
	種 別	規 格 力	二級小型船舶操縦士	運転士	その他の船員
1	えい船	100馬力以上	2	—	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む。）	25トン吊以上	—	1	3
3	グラブしゅんせつ船（50トン以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力以上	—	1	3

（ウ）当該希望工種に係る工事において、（イ）の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に2年以上従事した経験のある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に掲げる人数以上常に備えていること。この場合において、起重機船の乗組員とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができる。

（エ）県内に本店を有しない者にあつては、県内に営業所を有し、当該営業所に職員を20名以上（フローティングドック（クレーン及び注排水設備を有するケーソン（海上で支持地盤まで掘削しながら沈下させて設置する鉄筋コンクリート製の箱形の基礎をいう。以下同じ。）製作用の凹型の台船をいう。）又はドルフィンドック（注排水設備を有するケーソン製作用の凹型の台船のうち、ケーソン製作時に海底に着底することができるものをいう。）を自ら使用していないときは他の業者に貸与することができる者（以下「ドック提供者」という。））にあつては、10名以上）、土木施工管理技士を10名以上（ドック提供者にあつては、5名以上）常に備えていること。

ウ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

エ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理（別表の小区分の欄に掲げる一般及び落石防止網工を除く。）に限る。）

（ア）当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

（イ）当該希望工種が次の表の左欄に掲げるものである場合にあつては、当該希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械（自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。）を営業所に常に備えていること。

希望工種	機 械
法面植生工	種子吹付機（種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。）又はモルタル吹付機（種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。労働安全衛生法第44条第4項に基づく刻印番号（以下「刻印番号」という。）がありボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第88条に基づく定期自主検査を受けているものに限る。以下同じ。）

法面保護工	a モルタル吹付機 b 計量器（種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定し、及び管理する装置をいう。） c ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。）
アンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。）又はドリフタ（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル（ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。）に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。）及びガイドセル b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。） c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

オ 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）

（ア）（４）の本文の要件に該当する場合

- a 鋼橋の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
- b 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
- c 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

（イ）（ア）以外の場合

- a 市内に本店を有すること。
- b 次の機械を備えた工場を有すること。
 - （a）天井走行クレーン（吊り下げ重量が７トン以上のものに限る。）
 - （b）手動ガス切断機（ＪＩＳＢ６８０２に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚６０ミリメートル以上のものに限る。）
 - （c）自動溶接機（出力電流が１，０００アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が３００アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が３００キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が２２ミリメートル以上のものに限る。）
 - （d）ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が５０ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が４０ミリメートル以上のものに限る。）
 - （e）空気圧縮機（５馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が１０トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力２００トン以上のものに限る。）
- c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の計測機器を備えていること。
 - （a）超音波探傷器
 - （b）携帯式工業エックス線装置
 - （c）塗膜厚測定器
- d 次の技術者を常に備えていること。
 - （a）１級土木施工管理技士

- (b) 労働安全衛生法別表第18に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
- (c) クレーン等安全規則第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
- (d) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
- (e) 一般社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
- (f) 一般社団法人日本非破壊検査協会が実施するJIS Z 2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者

カ 舗装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。）

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 次の技術者を市内の営業所に常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。
 - a 一般社団法人日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
 - b 舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者
- (ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を市内の営業所に備えていること。

種 別	処 理 能 力 等
モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。）	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。）	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	車両の重量が8トン以上のもの

- (エ) 次の作業員を市内の営業所に常に備えていること。
 - a アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者
- (オ) 市外に本店を有する者にあつては、次に掲げる要件を備えていること。
 - a 市内の営業所に職員を10名以上常に備えていること。
 - b 市内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設をいう。以下同じ。）を保有し、又は市内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

キ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）

- 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- この場合において、当該職員の中に1級又は2級の塗装技能士（職業能力開発促進法

(昭和44年法律第64号)第44条第1項の技能検定のうち検定職種を1級又は2級の塗装とするものに合格した者をいう。)が含まれていること。

ク 塗装工事(別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。)

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。

a ラインマーカー車(区画線の施工機(溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。以下同じ。))を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。)

b 溶解槽(区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。)

c 施工幅として15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工ができる区画線の施工機

(ウ) 職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を常に備えていること。

ケ 造園工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

この場合において、当該職員の中に1級又は2級の造園技能士(職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定のうち検定職種を1級又は2級の造園とするものに合格した者をいう。)が含まれていること。

2 申請手続

(1) 提出方法

次に掲げる提出方法とする。

ア 原則、鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム(以下「TCAS」という。)

TCAS(<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>)により必要事項を入力して申請すること。

イ 持参、郵送等

(4)のイの提出先に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」という。)による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとする。

(2) 提出書類

ア 次に掲げる書類

(ア) 市内に本店を有する建設業者(以下「市内業者」という。)で(1)のアにより提出の者

a 1の(3)の経営事項審査に係る結果通知書(経営事項審査の申請と同時に申請書を提出する場合を除く。以下「経審結果通知書」という。)

b 工事経歴書(様式第3号)

c 職員調書(技術職員)(様式第4号)

申請日の前日に所属する全技術職員について記載されたもの

d 技術者要件に関する調書(土木)(鳥取市様式第5号)

- 土木一式工事（一般）を希望する者のみ提出すること。
 - e 技術者要件に関する調書（建築）（鳥取市様式第6号）
建築一式工事（一般）を希望する者のみ提出すること。
 - f 技術者要件に関する調書（管）（鳥取市様式第7号）
管工事を希望する者のみ提出すること。
 - g 技術者要件に関する調書（電気）（鳥取市様式第8号）
電気工事を希望する者のみ提出すること。
 - h 技術者要件に関する調書（造園）（鳥取市様式第9号）
造園工事を希望する者のみ提出すること。
 - i 職員調書（その他の職員）（様式第5号）
 - j 障害者の雇用の促進等に関する調書（鳥取市様式第12号）
 - k 会社業態調書（鳥取市様式第13号）
 - l 使用印鑑届
 - m 建設業許可の通知書の写し
 - n 土木一式工事（一般）、建築一式工事（一般）、管工事、電気工事、舗装（アスファルト）工事、造園工事のいずれかを希望する者にあつては、経審結果通知書の審査基準日の直前の審査基準日における経営事項審査の結果通知書
 - o 法人にあつては商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書、個人にあつては当該個人の住民票の抄本（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - p 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
 - q 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
 - (a) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）
 - (b) 個人にあつては、申告所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）
 - r 鳥取市の市税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。以下同じ。）に未納がないことを証する滞納なし証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）
ただし、鳥取市の市税の納税状況について、市が担当課に直接確認することに同意した場合は不要とする。
 - s 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、労働局が発行する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に発行されたものに限る。）
 - t 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）
- (イ) 市外に本店を有する建設業者（以下「市外業者」という。）で(1)のアにより提出の者
- (ア) の a、b、k～m、o～r 及び t の書類
- (ウ) 市内業者で(1)のイにより提出の者
- a 令和9・10年度鳥取市建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
 - b 入札参加資格希望票（様式第2号）

- c (ア)のa～tの書類
- (エ) 市外業者で(1)のイにより提出の者
 - a 申請書(様式第1号)
 - b 入札参加資格希望票(様式第2号)
 - c 営業所一覧(様式第6号)
 - d (イ)に掲げる書類
- イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者にあつては、アの書類に加えて、令和9・10年度鳥取市特殊工事入札参加資格審査用付属書類(鳥取市様式第17号)及び次に掲げる書類を提出すること。
 - (ア) 誓約書(鳥取市様式第18号)(希望工種が鋼構造物工事で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場合に限る。)
 - (イ) 職員調書(鳥取市様式第19号)及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに県外業者にあつては雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)又は健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書等の写し(技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。)
 - (ウ) 職員写真(鳥取市様式第20号)
 - (エ) 機械設備等調書(鳥取市様式第21号)並びに当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し(機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。)モルタル吹付機にあつては、ボイラー及び压力容器安全規則第88条に基づく定期自主点検表の写しを添付すること。
 - (オ) 機械設備等写真(鳥取市様式第22号)(モルタル吹付機にあつては、刻印番号を写した写真を貼付すること。刻印番号が判別できない場合は、機械等検定規則(昭和47年労働省令第45号)第1条第1項第2号の第二種压力容器明細書の写しを添付すること。)
 - (カ) 実務経験証明書(鳥取市様式第23号)(希望工種が土木一式工事で、別表の中区分の欄に掲げる港湾に該当する場合に限る。)
- ウ 様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第6号、鳥取市様式第5号から鳥取市様式第13号まで及び鳥取市様式第19号から鳥取市様式第22号までの書類の記載事項に変更を生じた場合は、令和9・10年度鳥取市建設工事入札参加資格審査申請事項変更届をTCASによる電子申請又は(4)のイの提出先に速やかに提出すること。
- (3) 提出期間等

次に掲げる期間とする。ただし、(4)のイにより提出の場合は、いずれの期間においても、鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く午前9時から午後5時までに到着したものに限り受け付ける。また、次に掲げる第2回、第5回申請時に合併、設立等を行った者、ならびに、第3回、第6回申請時にそれぞれ1の(3)のア、イの経営事項審査を受けていない者及び合併、設立等を行った者は、次の右欄の該当する期間を審査基準日とした経営事項審査を受けていること。

提出期間			審査基準日(合併、設立等)
第1期	第1回	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで	令和8年10月1日から令和8年12月31日まで
	第2回	令和9年4月1日から令和9年4月30日まで	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
	第3回	令和9年7月1日から令和9年7	令和8年10月1日から令和9年

		月 31 日まで	6 月 30 日まで
第 2 期	第 4 回	令和 9 年 10 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで	令和 9 年 10 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで
	第 5 回	令和 10 年 4 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日まで	令和 9 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
	第 6 回	令和 10 年 7 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで	令和 9 年 10 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで

(4) 提出先

ア TCASを使用して申請する場合

次のURLから必要事項を入力し、必要な資料を添付すること。

<https://www2.nssinsei.jp/tottori-pref>

イ 持参、郵送又は信書便により提出する場合

〒680-8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階

鳥取市総務部検査契約課契約制度係（電話：0857-30-8122）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和8年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和11年3月31日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。ただし、令和11年度及び令和12年度の入札参加資格審査等の申請手続を当該手続の定期申請期間内に行った者（次に掲げる場合に該当する者を除く。）については、当該入札参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 市長が当該事実を確認した日の前日
- (2) 入札参加資格を付与された者が、直前審査に係る公共工事を請け負うことができる期間が満了する日（以下「満了日」という。）までに経営事項審査（1（3）アに該当する者にあつては審査基準日が令和8年10月1日から令和9年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあつては、満了日）までの間のもの、1（3）イに該当する者にあつては審査基準日が令和9年10月1日から令和10年9月30日までの間のものに限る。）の申請を行わない場合 満了日

別 表

工 事 発 注 種 別

大区分	中区分	小区分	略称	大区分	中区分	小区分	略称
土木一式工事	一般	—	土木一般	鉄筋工事	—	—	鉄筋工事
	プレストレスト・コンクリート	—	P C	舗装工事	一般	—	舗装一般
	港湾	—	港湾		アスファルト	—	アスファルト
建築一式工事	一般	—	建築一般	しゅんせつ工事	—	—	しゅんせつ工事
	解体	—	建築解体	板金工事	—	—	板金工事
大工工事	—	—	大工工事	ガラス工事	—	—	ガラス工事
左官工事	—	—	左官工事	塗装工事	一般	—	塗装一般
とび・土工・コンクリート工事	一般	—	とび等一般		区画線工	—	区画線工
	交通安全施設	—	交通安全施設	防水工事	—	—	防水工事
	法面処理	一般	法面一般	内装仕上工事	—	—	内装仕上工事
		法面植生工	法面植生工	機械器具設置工事	—	—	機械器具設置工事
		法面保護工	法面保護工	熱絶縁工事	—	—	熱絶縁工事
		落石防止網工	落石防止網工	電気通信工事	—	—	電気通信工事
		アンカー工	アンカー工	造園工事	—	—	造園工事
石工事	—	—	石工事	さく井工事	—	—	さく井工事
屋根工事	—	—	屋根工事	建具工事	—	—	建具工事
電気工事	—	—	電気工事	水道施設工事	—	—	水道施設工事
管工事	—	—	管工事	消防施設工事	—	—	消防施設工事
タイル・れんが・ブロック工事	—	—	タイル等工事	清掃施設工事	—	—	清掃施設工事
鋼構造物工事	一般	—	鋼構造物一般	解体工事	—	—	解体工事
	鋼橋	—	鋼橋				

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）－中区分－小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。
（例 土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）、とび・土工・コンクリート工事（法面処理－一般）、水道施設工事）
- 2 土木一式工事（港湾）に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
①船舶を使用して実施する工事、②潜水土を使用して実施する工事、③船舶及び潜水土を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、④海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事
- 3 土木一般に係る工事は、ダム、橋、防波堤等大規模な土木構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事を含む。
- 4 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300平方メートルを超えるものの解体工事に係る工事及びこれらに類似する工事とする。
- 5 解体工事に係る工事は、土木工作物や建築物を解体する工事で、3及び4のいずれにも該当しない工事とする。